

令和3年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会第3回会議録

- 1 日 時：令和3年9月27日（月） 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所：笛吹市役所市民窓口館 1階 101会議室
- 3 出席者：◇社会教育委員兼公民館運営審議員
雨宮寿男、西海俊夫、加賀美公人、渡邊真史、井上孝悦、古屋修二
加々美恭子、飯野久、石倉絹子、三枝秀康
◇教育委員会
赤尾教育部長
◇教育委員会事務局
手塚生涯学習課長、生涯学習担当 有泉リーダー、海野
欠席委員：佐藤徳行、金子津多恵、橘田良也、鶴田一二美、古屋けさよ
- 4 傍聴人：なし

5 次第 進行 手塚生涯学習課長

1. 開会のことば
2. 議長兼会長あいさつ 雨宮議長兼会長
3. 会議録署名委員の指名について 石倉 絹子 委員
4. 議事

社会教育委員の会議

- (1) 社会教育施設受益者負担（使用料の見直し）について
- (2) 山梨県社会教育委員連絡協議会の報告について
- (3) その他

公民館運営審議会

- (1) 山梨県公民館連絡協議会の報告について
- (2) その他

5. 閉会のことば 雨宮議長兼会長

1 開会のことば

<進 行> ただいまから、令和 3 年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会第 3 回会議を開催いたします。本日は、橘田良也副議長及び佐藤德行委員、金子津多恵委員、鶴田一二美委員、古屋けさよ委員の 5 名が欠席となっておりますのでご報告いたします。また本日の会議につきましては、お手元にお配りさせていただいております資料及び次第に沿って進めさせていただきます。これをもちまして開会の言葉とさせていただきます。

2 議長兼会長あいさつ

<議長兼会長> あらためましてこんにちは。皆様方にはお忙しい中、第 3 回の会議にご出席いただきまして大変ありがとうございます。前回の第 2 回会議が 7 月 20 日に開催され 2 ヶ月が経過しましたが、その間には東京オリンピック、パラリンピックが開催されました、また山梨県がまん延防止等重点措置の対象区域に指定をされたりといろいろなことがありました。前回の会議の中で、オリンピックがあまり盛り上がらないのではないかと話をさせていただきましたが、いざ始まってみると日本のメダルラッシュで、大変盛り上がり良いオリンピックだったと感じております。また、コロナウイルス感染症拡大のため、まん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことで、学校の様々な行事や社会教育及び社会体育にかかる様々な行事が影響を受け、延期や中止等となりました。いつになったらこのような感染状況が改善されるのかと思っているところです。幸いにも、まん延防止等重点措置は解除されましたが、ここ 1 週間くらいの間で南アルプスですとか、中北保健所の管轄内でクラスターが発生しており心配しているところです。いずれにいたしましても、早く通常の状態に戻って、社会教育活動がしっかりできるように期待したいと思います。前回の会議では、社会教育施設受益者負担金の見直しについての資料の説明がありました。その際、委員の皆様からこういった資料が欲しいとかアンケートの実施についてのご意見があり、それに基づいて今回の資料をそろえていただいたと思います。皆さんの積極的なご意見を伺いながら良い会議ができればと思います。本日は、よろしくご協力をお願いいたします。

3 会議録署名委員の指名について

<進 行> 笛吹市社会教育委員会議運営規則第 4 条第 2 項により会議録には、議長及びその日の会議において議長が指名する 1 人の委員が、署名しなければ

ばならないとありますので、雨宮議長お願いします。

<議長兼会長> 本日の会議録署名委員については、石倉 絹子委員をお願いします。

<委員> はい。

4 議事

社会教育委員等の会議

(1) 社会教育施設受益者負担（使用料の見直し）について

<進 行> 続きまして次第の 4 議事にはいります。これからの議事進行を雨宮議長様よろしくお願いします。

<議長兼会長> それでは議事の進行を務めさせていただきます。でははじめに、社会教育委員等の会議の（1）社会教育施設受益者負担金（使用料見直し）について事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局> （1）社会教育施設受益者負担金（使用料見直し）についてですが、先に社会教育施設受益者負担（使用料の見直し）についての諮問取下げについて説明させていただきます。社会教育委員の皆様の職務は、社会教育法第 17 条第 1 項によりますと第 1 号 社会教育に関する諸計画を立案すること、第 2 号 定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること、第 3 号 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこととされています。

これまで、社会教育施設使用料等について諮問・答申をいただいていた経過がありますが使用料の扱いについては地方自治法第 149 条第 3 項により「市長の担当事務」となっていることから前回 7 月 20 日の第 2 回会議において、社会教育施設使用料見直しについて市長から諮問をさせていただきましたが、社会教育委員の皆様の職務に含まれないため、本来この会議に諮問する事項ではありませんでしたので取り下げさせていただきたいと思います。これまで活発な議論をいただき、ありがとうございました。また大変申し訳ありませんでした。なお皆様には取り下げについての文書の写しをお配りさせていただきました。雨宮議長には原本をお渡ししております。

諮問は取り下げさせていただきましたが、委員の皆様からご意見をいただく大変貴重な機会でありますので、施設使用料の在り方については議事に含めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

使用料見直しについて、資料の説明をさせていただきます。

今回お配りさせていただきました資料について確認ですが、前回お配りしました試算資料に変更がありますので改めて見直し案をお配りしました。前は平成 30 年及び令和元年の 2 年の実績に基づいて試算しましたが、今回は令和 2 年を含め 3 か年の実績に基づいて試算しております。黄色いマーカがされている社会教育施設使用料の見直しについて（案）の資料、改定試算額を算出するうえでの基礎資料 資料①から⑤になります。また前回の会議で使用料改正の経過についての質問がありましたので今回、平成 26 年からの使用料にかかる経過の資料をお配りしております。また、平成 31 年 4 月改正時の使用料見直しについての資料も併せてお配りしております。前回の会議の際、アンケートなどで市民の意見を伺うことも大切とのご意見をいただきましたので短期間ではありますがアンケートを実施いたしました。その集計結果の資料をお配りさせていただきました。以上、5 つの資料となります。では内容につきまして、説明させていただきます。

社会教育施設使用料見直し（案）についてですが、資料①から⑤の基礎資料に基づいて試算しております。現行と変更が生じた改定試算について黄色いマーカがされています。芦川グリーンロッジの改定試算額、芦川グリーンロッジおよび芦川やすらぎの里の試算額（1 日分）のところでは前回と変更があります。芦川グリーンロッジは前回の資料で試算額（1 日分）が 3,600 円でしたが 4,400 円に変更しております。芦川やすらぎの里は前回 4,700 円でしたが 5,900 円に変更しております。いずれも激変緩和措置を適用し改定試算は 600 円 1000 円となりました。こちらの試算額につきましては芦川グリーンロッジの休憩料が前回の資料では、800 円でしたが宿泊費より高くなってしまったため 600 円に調整させていただいております。

資料①から⑤につきましては、資料⑤のとおり令和 2 年度の実績も含め試算しておりますのでそれぞれ前回の資料と数字が変更されておりますので差し替えさせていただきます。つづきまして社会教育施設使用料改正の経過についてですが、平成 26 年からの改正経過について資料のとおりまとめさせていただいておりますのでご確認をお願いいたします。平成 31 年 4 月の社会教育施設使用料の改正資料についても資料のとおりとなりますのでご確認をお願いいたします。社会教育施設の使用料に関するアンケート集計結果につきましては、短期間ではありますが平成 31 年 4 月の使用料改正について市民のご意見をお聞きすることを目的にアンケートを実施いたしました。資料のとおりとなりますのでご確認をお願い

いたします。

また、笛吹市社会教育施設の受益者負担（使用料の見直し）に関する基本方針については第 2 回会議の際、現状に合ったものに改定すべきとのご意見をいただき、先月下旬に令和 3 年 8 月改訂版を郵送にてお送りいたしました。改訂内容につきましては、基本方針の 1. 受益者負担の在り方（1）目的及び（2）課題について、すでに解決されていることが含まれていましたので、現状に合ったものに改訂させていただきました。その他、算定方法につきましては、改訂はありません。また基本方針の 6. 使用料の見直しの周期について定められておりますが、現在 3 年ごとに見直すこととなっておりますが、今後は 4 年に変更させていただきたいと思っております。理由につきましては、社会教育基本計画の策定期間が 4 年であること、体育施設の使用料見直しについてスポーツ推進審議会で見直しの周期を 4 年に変更されたこと、委員の皆様の任期が 2 年であることを踏まえまして使用料見直しの周期を 3 年から 4 年にさせていただきます。

<議長兼会長> ありがとうございます。ただいま事務局から資料等の説明がありました。最初に市長からの諮問についてですが、これまで使用料の見直しについて市長の諮問に応じて社会教育施設受益者負担金（使用料見直し）について審議してきましたが、法令等確認する中で前回の諮問を取り下げるといってごさいます。なお使用料見直しについては、皆様からのご意見は引き続き伺っていきたいということですので、よろしく願いいたします。資料については、使用料見直し（案）、使用料見直しの改定経過、アンケート集計結果、前回会議の後に郵送されました基本方針等をそろえていただきました。なお最後に説明がありましたが、使用料見直しの周期を 3 年から 4 年に見直していきたいという意見がありました。これらについて一括して皆様からのご意見を伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

<委員> 前回、欠席いたしました。前回の会議では活発なご意見が出されたと思っております。その後いただいた資料で受益者負担（使用料見直し）に関する基本方針令和 3 年 8 月改訂の 11 ページの「V. 減額・免除制度について」ですが、とても詳しく書かれていて、これ以上免除の規定はないのではないかとと思われるほど細かく記載されているにも関わらず、最後に「ただし、その他市長が特に必要と認める場合は以下の規定とは別に免除若しくは減額できるものとします」とあります。この文言はいらな

いのではないかと思います。この文言があるがために、使用料の改正の経過の資料にある平成30年1月笛吹市社会教育施設条例規則に以下の付則追加という、65歳以上の方の規定や文化協会の減免規定につながってしまったのではないかと感じています。ですからこの文言はいらないのではないかという意見を述べさせていただきます。

<議長兼会長> 基本方針の11ページに減額・免除制度について基準が具体的にうたっていますが、「ただし、市長が」という文言があるがゆえに、基準でないものが入ってきてしまうのではないかという意見ですが、事務局いかがでしょうか。

<議長兼会長> 規定があるにもかかわらずこの特例の措置を設けたのには、その時の背景があると思います。スポーツ少年団は子育て支援策の関係で設けたのではないかと思いますし、他市との比較でこういったことも必要ではないかと判断したのではないかと思います。また、文化協会は高齢者の方が多く所属しているので、配慮したのではないかと思います。その時の市長の施策、考え方があったのではないかと思います。何かあったときのためによく使われる文言ですが。

<委員> 今もあるのでしょうか。市長が特に認めた場合というのは。

<生涯学習課長> この条例規則にかかわらず、いろいろな市の規則等があるのですが、だいたい最後に「市長が特に必要と認める場合」という文言が含まれております。料金だけにかかわらずあります。市の責任を負うのは市長ですので、市長が別途定めるものというのがあります。

<委員> なぜ、このような意見を言うのかというと、とある方が、「今度は料金がかかることになったので市長に話をしてみる」ということを話している方がいてこの文言を見ますと規定にかかわらずそのような配慮が市長の判断で行われるのかと思ってしまいます。

<生涯学習課長> そういう経過があったから、加わった文言ではなく、以前からあった文言です。合併前の旧町村の時からありました。

<委員> 都合の良い言葉ですね。

<議長兼会長> 笛吹市だけでなく、他市もスポーツ少年団や文化協会等の減免規定がありますし、そのあたりの比較ですね。近隣自治体に減免規定があるのに笛吹市だけ徴収するというのも難しいところがあるのかもしれませんが。

<委員> 公共性を保つことを第一の目的と考えるのであれば使う人使わない人の中で不公平が生じないように考えていくべきなのではないかと思います。減免規定は細かくあるので、市長に特に認めてもらわなくてもよいのではないかと思います。それから使用料の改正の資料の中で市外者の利用料の倍率が5倍から2倍になりましたが、市外者の方も利用しやすくなり良かったと思います。

また、パルシステムという事業所が本部は甲府ですが一宮町に「一宮事業所」があります。子どもたちのための教室を企画してくれますが、以前いちのみや桃の里ふれあい文化館を使用する際に利用料金が5倍になると説明を受けたそうです。最終的には、本部は甲府ですが実際利用するのは市内の事業所なので、市内事業所の方が市内の子供達のため利用する場合ということを説明して市内料金で対応してくれました。施設の窓口の方がしっかり規定を理解して対応して欲しいと感じました。

<議長兼会長> そういうご意見ですのでよろしくお願ひいたします。他に何かご質問などありますでしょうか。使用料見直しの周期を3年から4年に変更したいという意見がありました。理由の説明もありましたがこれについていかがでしょうか。

<委員> ちょうどいいのでは、ないでしょうか。

<議長兼会長> そうですね。3年ですと審議する時間に余裕がないので、じっくり検討するためにも4年でいいのではないかと思います。他の計画の周期も4年ですし、市長の任期も4年ですから、3年ですと市長が任期中2回見直すことにもなりますので、4年が良いのではないかと思います。使用料見直しの周期を4年にするという事でよろしいでしょうか。他に何かありますか。

<教育部長> 事務局から市長が特に認めた場合についての明確な答弁がありませんでしたので私の方からお答えいたします。その前に先程の諮問取り下げについてお話しさせていただきます。委員の皆さまには、前回に引き続き委員をしていただいている方もいらっしゃるかと思いますので、まずは

お詫びしたいと思います。本来、社会教育委員の皆様にご迷惑をおかけしていただくことではないにもかかわらず、お願いしたことに対して大変申し訳なく思っております。ご迷惑をおかけしたということで重責だったと思います。ここで、お詫び申し上げます。

それでは、料金についてですが先程 2 倍というお話がありましたが、決め方がいろいろあります。一般的には、通常料金があり市内の方が半額という考え方ですが、市内料金を通常料金とすると市外の方が 2 倍とする決め方があり、この場合は罰則的な感覚に受け止められやすいです。市民税を納税していただいている市民の方を優遇し半額という説明のほうが分かりやすいと考えています。

減免の話やグリーンロッジの金額の訂正など、よくよく見直すと指針通りにいかないことがあります。八代の中央プールの利用料は、現在 100 円から 200 円ですが試算すると 20 倍になってしまい現実的ではないので、近隣施設を参考に調整しております。スポーツ少年団の減免もそうですが、近隣自治体の状況や時代のニーズもみながら判断いたしますのでどうしても但し書きが必要になってくる場合があります。詳しくご審議いただきながら作っていただきましたが、そのような点も見直していかなくてはならないと感じていますので、こうしたケースにも対応できるような指針を作っておくことも考えていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

<委 員>

前回見直しの際、芦川グリーンロッジに視察に行ったところ、管理人の方が熱心に説明して下さり、取り組んでいました。こんなに熱心にされているのであれば、利用料金が安すぎるのではないかと感じました。これは、実際視察したことで判断できたと思います。前回は何回も会議を行い料金について協議しましたが、料金の試算方法など勉強することができ社会教育委員として良い機会を与えていただいたと思っております。

<生涯学習課長>ありがとうございます。芦川グリーンロッジについて今後の予定をお話しさせていただきます。グリーンロッジは二つに建物が分かれています。大きい入り口がある旧館が今年度耐震診断を行ったところ、昭和 55 年以前に建てられたもので現在の耐震の基準に満たないことがわかりました。新館については現在の基準にあったものでした。現在、旧館は 7 月から利用を禁止しております。今後旧館については補強しても補強しきれないので取り壊しが必要となってくるとは思いますが、具体的には検討中です。また現在老朽化が進んでいますので、水回りの改修は

必要となってきます。そうしますと大規模な改修が必要となってくると考えております。今後、現在の利用者を想定した施設にしていくのか、新たな利用者を想定して計画していくのかについても検討しているところです。グリーンロッジは携帯電話が使えないので不自由さを求めて利用される人の需要を見据えてテントの貸出やオートキャンプのように進めていくのかということも考えているところであります。いずれグリーンロッジの料金についても改定があるかと思いますが、その際にはあらためてご報告いたします。

<委員> 先程の話の中で市外者の人が5倍から2倍となっている点ですが、他の自治体では通常料金に対して減免措置の説明がされているということですが、受け取り方が全然違うので、今後、先程おっしゃられた方向へもっていけるのか。持って行っていけるように頑張りたいと思います。

<教育部長> おそらく試算の際には、市民料金は半額ということも考慮したと思います。実際、当時事務に携わっていなかったので詳細は分かりかねますが、そのようにも受け取れる金額設定になっていると思います。受ける印象が違うので4年後の見直しの際には試算方法を変更できるか検討できれば良いと思います。倍率表示するよりも市内の方を減額しますという方が分かりやすく良いと思いますし、倍率表示にすると罰則的な印象で前向きにとらえられないと感じますのでそのようにしていければと思います。

<議長兼会長> 他に何かご質問ご意見などありますでしょうか。無いようでしたら
(1) 社会教育施設受益者負担（使用料の見直し）について閉じさせていただきます。

(2) 山梨県社会教育委員連絡協議会の報告について

<議長兼会長> つづきまして(2)山梨県社会教育委員連絡協議会の報告を事務局にお願いいたします。

<事務局> (2)山梨県社会教育委員連絡協議会の報告についてですが、9月21日に開催予定でした第53回関東甲信越静社会教育研究大会第3回運営委員会が感染症拡大防止のため延期となりました。前回お話ししました第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会での役割分担に

つきましては笛吹市担当という形にして来年度以降具体的なことが決定しましたら委員の皆さまにご協力をお願いしたいと思います。延期になりました山梨県社会教育委員連絡協議会理事会および第 53 回関東ブロック山梨大会運営委員会は 10 月 8 日に開催予定ですので雨宮議長兼会長と出席いたします。

第 52 回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会の開催要項について、来年度山梨大会のため参加予定でしたが、参加者が都内限定となりましたので参加はいたしません。

第 63 回全国社会教育研究大会石川大会について、こちらも県外のかたはオンライン開催となっておりますので出席はいたしません。詳細につきまして資料のとおりとなっております。山梨県社会教育院連絡協議会についての報告は以上となります。

<議長兼会長> ただいま事務局から山梨県社会教育委員連絡協議会の報告をしていただきました。ここで皆様から資料の内容についてご意見ご質問などありますか。なければ (2) 山梨県社会教育委員連絡協議会の報告については閉じたいと思います。

(3) その他

<議長兼会長> つづきまして (3) 山梨県公民館連絡協議会の報告について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局> 社教情報の冊子をお配りしましたので、後程ご覧ください。
また第 25 回「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会について全国から 36000 を超える投句をいただき現在選考中であります。表彰式は令和 3 年 12 月 18 日(土)午後 1 時 30 からを予定しております。例年社会教育委員の皆様にご出席いただいておりますが、昨年度から感染症拡大防止のため出席者数を制限いたしまして、昨年は議長及び文化協会会長様にご出席をいただきました。今年の内容につきましても感染状況をみながら判断していきたいと考えております。今後俳句の表彰式へのご出席をお願いする場合はご通知にてお知らせいたしますのでよろしく願いいたします。

また成人式については令和 4 年 1 月 9 日(日)の午後 1:30 から開式の予定であります。成人式式典についても例年社会教育委員の皆様にご出席をいただいておりますが、昨年は感染拡大防止のため出席をご遠慮させていただきました。今後の感染状況を判断しながらご出席をお願い

する際は通知にてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

<議長兼会長> ただいま事務局から社教情報の配布及び俳句会、成人式について説明していただきました。このことについて何かご意見やご質問などございますでしょうか。

<議長兼会長> 無いようでしたら (3) その他について議事を閉じさせていただきます。

公民館運営審議会

(1) 山梨県公民館連絡協議会の報告について

<議長兼会長> つづきまして公民館運営審議会 (1) 山梨県公民館連絡協議会の報告について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局> 9月1日に開催予定でした第61回関東ブロック公民館研究大会山梨大会第8回実行委員会が感染拡大防止のため中止され書面決議となりました。橘田副議長に書面表決していただきました。書面協議についての資料をお配りいたしました。資料の内容のとおり可決されたのでご確認をお願いいたします。また、大会誌の表紙及び要項についても資料のとおりとなりますのでご覧になってください。大会誌につきましては、本来大会に参加予定であったため負担金の予算がありますので購入を申し込みました。大会誌が届きましたらお配りいたしますのでよろしくお願いいたします。

<議長兼会長> ただいま (1) 山梨県公民館連絡協議会の報告をしていただきましたが、資料につきましてご質問やご意見などありますか。特に無いようでしたら閉じさせていただきます。

(2) その他

<議長兼会長> その他何かありますでしょうか。無いようであれば、以上で議事を閉じさせていただきます。ご協力をありがとうございました。

<進 行> 雨宮議長兼会長様、議事の進行ありがとうございました。

次第6 閉会のことば

<議長兼会長> 本日は、大変お疲れさまでした。社会教育施設の受益者負担（使用料

の見直し)については、おおむね事務局の原案どおりということで進められていくと思いますが、決定は市長がするという事ですので決まりましたら、またご報告をお願いいたします。それでは以上を持ちまして第3回の会議を終了します。ありがとうございました。